

UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス : <https://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00～17:00)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 (公債)	年12回 (毎月)	オセアニア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)
資本金／22億円(2025年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,043億円(2025年1月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月17日に関東財務局長に提出しており、2025年4月18日にその届出の効力が生じております。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保および信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

- ・オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
- ・ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円換算ベース)をベンチマーク^(注)とします。
- ・組入債券の平均格付けは、原則として、AA-格相当以上を維持します。
- ・投資する債券は、原則として取得時においてA-格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。

(注)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準です。

■ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス

オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債により構成されており、同インデックスに関する知的財産権その他一切の権利は、Bloombergに帰属します。ブルームバーグオーストラリア債券(Govt)インデックス(円換算ベース)は、当インデックスを委託会社が円換算したものです。

■信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けたものをいいます。S&Pグローバル・レーティング社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。

低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	S&Pグローバル・レーティング社	ムーディーズ社		信用度
投資適格債 (BBB-以上)	AAA	Aaa	取得時においてA-格相当以上とすることを基本とします。	高い
	AA	Aa		
	A	A		
	BBB	Baa		
投資適格債未満 (BBB-未満)	BB	Ba		低い
	B	B		
	CCC	Caa		
	CC	Ca		
	C	C		
	D			

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。

S&Pグローバル・レーティング社の場合、AA+、AA、AA-、A+、A、A-、ムーディーズ社の場合、Aa1、Aa2、Aa3、A1、A2、A3と表されます。

2 組入国債等の利子・配当等収益等を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

※基準価額が当初元本である1万円(1万口当たり)を下回る場合においても、利子・配当等収益等を中心に分配を行う方針です。

※詳しくは後記分配方針をご覧ください。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、対円で為替ヘッジを行う場合があります。

4 運用は、UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

スイスを本拠地とするグローバルな総合金融機関であるUBSグループの一員です。

- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド
(UBS Asset Management (Australia) Ltd)

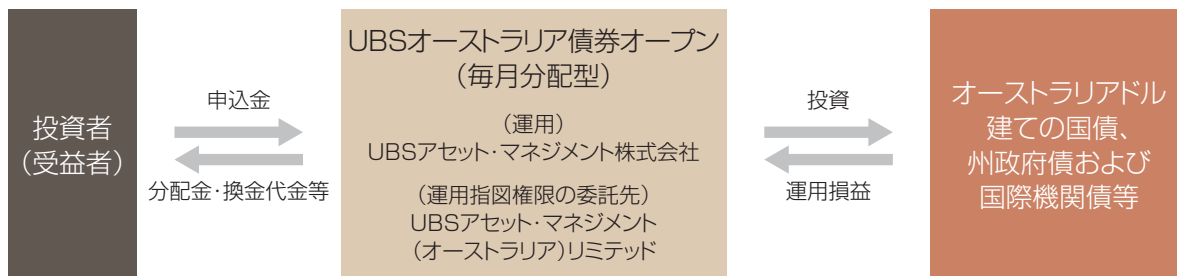
◎ 運用プロセス



2025年1月末現在

◎ ファンドの仕組み

当ファンドはオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に投資を行います。



◎ 主な投資制限

株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブの利用	価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
投資信託証券*への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以下とします。
同一銘柄の株式への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の転換社債等への投資割合	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

※上場投資信託証券を除きます。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 分配方針

毎決算時(毎月17日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ②収益分配金額は、原則として利子・配当等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
 - ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

[分配イメージ]

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

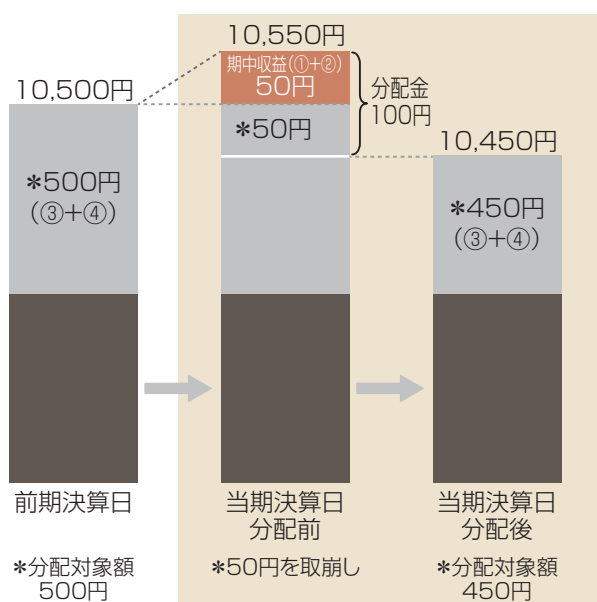
◎分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



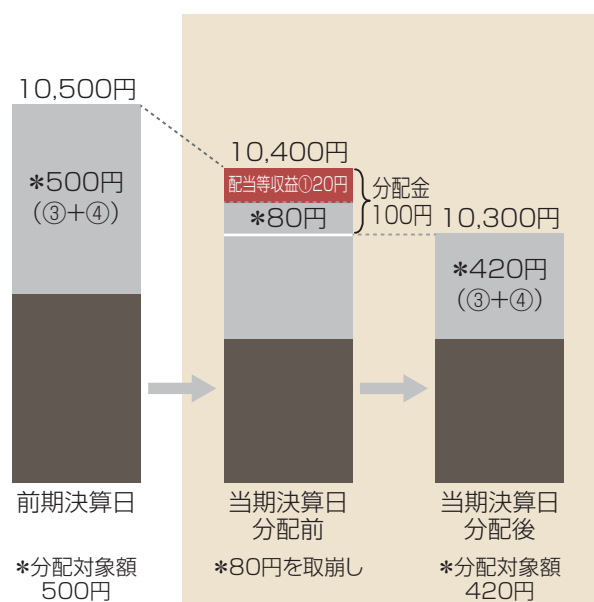
◎分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

【計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合】

【前期決算日から基準価額が上昇した場合】



【前期決算日から基準価額が下落した場合】

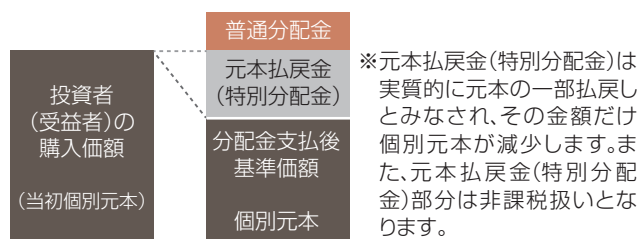


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

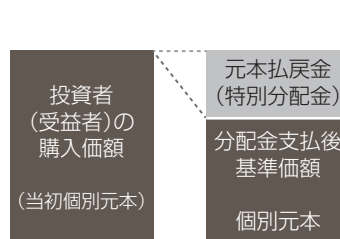
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

◎投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合】



【分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合】



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 主なリスク

・ 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

・ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

・ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

【クーリング・オフ】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【分配金に関する留意点】

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

【流動性リスクに関する留意点】

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

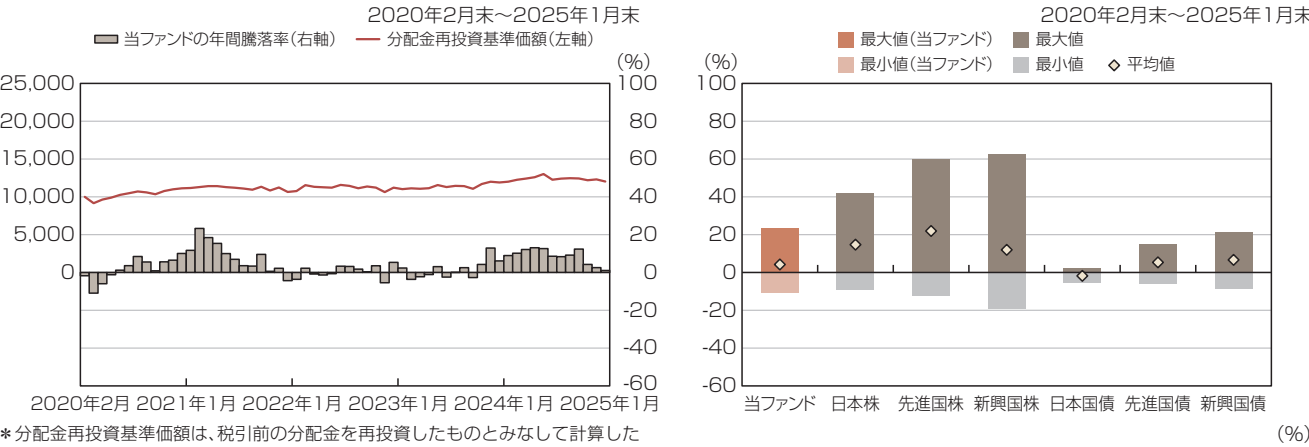
リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に行われる委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	23.3	42.1	59.8	62.7	2.3	15.3	21.5
最小値	△ 10.9	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	4.2	14.7	21.9	12.0	△ 1.8	5.3	6.7

* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年2月から2025年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- ・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移 (2025年1月31日現在)



※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2024年9月	5円
2024年10月	5円
2024年11月	5円
2024年12月	5円
2025年1月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	12,855円

主要な資産の状況 (2025年1月31日現在)

組入上位10銘柄

銘柄名	種類	償還日	利率	国名または地域	投資比率
1 AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	国債証券	2031/6/21	1.50%	オーストラリア	4.74%
2 AUSTRALIAN GOVT. 3.75%	国債証券	2034/5/21	3.75%	オーストラリア	4.10%
3 AUSTRALIAN GOVT. 1.25%	国債証券	2032/5/21	1.25%	オーストラリア	4.07%
4 AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	国債証券	2029/11/21	2.75%	オーストラリア	3.76%
5 AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	国債証券	2029/4/21	3.25%	オーストラリア	3.60%
6 NEW S WALES TREA 3%	地方債証券	2029/4/20	3.00%	オーストラリア	3.36%
7 AUSTRALIAN GOVT. 3%	国債証券	2033/11/21	3.00%	オーストラリア	3.03%
8 AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	国債証券	2027/11/21	2.75%	オーストラリア	2.96%
9 AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	国債証券	2033/4/21	4.50%	オーストラリア	2.64%
10 TREAS CORP VICT 1.5%	地方債証券	2030/11/20	1.50%	オーストラリア	2.61%

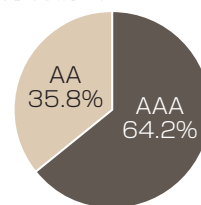
※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合です。

資産構成比

種別	投資比率
国債証券	47.43%
地方債証券	35.76%
特殊債券	12.56%
その他	4.25%
合計	100.00%

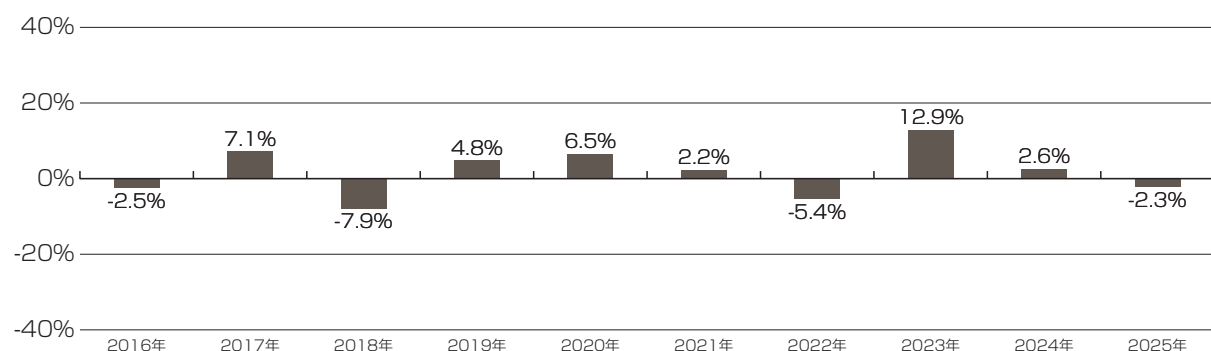
※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合です。
※その他には、キャッシュ等が含まれます。
※「国際機関債」は特殊債券に、「州政府債」は地方債証券に分類されています。

格付別構成比



※構成比は、ファンドの債券部分の評価額合計に占める割合です。

年間収益率の推移 (2025年1月31日現在)



※2025年は年初から1月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものととして算出。

手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	購入単位は、販売会社が取扱うコースに応じて定めるものとします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定めるものとします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年4月18日から2025年10月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受付は行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2003年8月15日設定)
繰上償還	一部解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となる場合があります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	6,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>2.2%(税抜2.0%)以内</u> で、販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し <u>0.30%</u> の率を乗じて得た額

・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して <u>年率1.1%(税抜年率1.0%)</u> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.475% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.475% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.050% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
	その他の費用・ 手数料	※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		※投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
		監査費用(年110万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。))とする額が日々信託財産に計上されます。)として、日々計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから間接的に全受益者にて応分にご負担いただく費用
		監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2025年1月末現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2024年6月18日～2024年12月17日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.12%	1.10%	0.02%

(注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

[illegible]

[illegible]

